**新宿区**

介護保険対象者のための障害福祉サービス利用の手引き

**介護保険制度との適用関係について**

**障害者総合支援法（注1）では、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的に相当する介護保険サービスを優先して利用することとなっています。**

**そのうえで、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉固有のサービス（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、障害福祉サービスのご利用が可能です。（横出しサービスといいます）**

**また介護保険のケアプラン上において介護保険給付又は地域支援事業のみによって確保することができないものと認められる場合は障害者福祉サービスで足りない分の支給ができます。（上乗せサービスといいます）**

**利用可能な介護保険サービスに係り事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど利用が困難な場合、介護保険が非該当と判定された場合においても必要なサービスのご相談ができます。**

**上乗せせし**

64歳まで　　　　　　　　　　　　65歳から

**障害福祉サービス**

**障害福祉サービス**

**横出し**

障害福祉

サービス

介護保険

サービス

**（固有サービス早見表）**

**【障害福祉固有サービス】　　【介護保険と障害福祉の同等のサービス】　【介護保険固有のサービス】**

**・同行援護・行動援護　　　　・居宅介護（ホームヘルプ）　　　　　　　　・通所介護**

**・重度訪問介護　　　　　　　・短期入所　　　　　　　　　　　　　　　　・訪問看護、リハ**

**・訓練等給付　・移動支援　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・福祉用具レンタル**

**・オーダーメイド補装具等 　　　　　　　　　　　　・介護保険利用入所施設**

**・施設入所　・共同生活援助　等**

**１．お手続きの方法**

**①すでに障害福祉サービスを利用している65歳のお誕生日を迎える**

**障害者・指定難病等の方（特定疾病に該当する40歳のお誕生日を迎えた障害者を含む）**

**介護保険のサービスを受けることが可能か否か等を判断するために、**

**介護保険の申請の手続きをお願いいたします。**

障害福祉生涯手帳

**障害福祉サービスの更新のお知らせ　　６５歳になる1～２か月前に障害者福祉課**

**支援係地区担当者からお知らせします。**

**要介護認定の申請・要介護認定調査**

**高齢者総合相談センター**

**電話**

**※ご本人・ご家族で介護保険の申請手続きをすることが困難な方には、障害者福祉課支援係の地区担当者が申請のお手伝いをします。**

**要支援　　　　　　　　　　　 要介護　　　　　　　　　　　 非該当**

**高齢者総合相談センターが　　 ケアマネジャー(注3)と契約**

**ケアプラン(注２)を作ります。 しケアプランを作ります。**

**介護保険サービスを利用します**

**介護保険で不足するサービスについて必要書類を提出し、障害福祉サービスをご申請いただけます。（②参照）**

≪上乗せ支給等の申請・更新・変更に必要な資料について≫

ケアプラン（居宅サービス計画書、サービス利用票、サービス利用票別表、週間サービス計

画表）及びアセスメント票、非該当の場合はサービス等利用計画案又はセルフプラン

**②すでに介護保険を利用している障害者手帳（指定難病等含む）をお持ちでサービスが不足している方（特定疾病に該当する40歳のお誕生日を迎えた障害者を含む）**

**障害福祉サービスを上乗せあるいは横出しで受けることが可能か判断するために、障害福祉サービスの申請の手続きをお願いいたします。**

ケアプランの提出（障害者福祉課支援係）　・ケアマネジャーが支援係地区担当者にお申し出ください。事前に面談の予約を電話でお取りください。

　　　申請・障害支援区分認定調査訪問　・ご自宅や入院先に訪問します。ケアマネジャーの同席が必要です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・受給者証が発行されます。

介護給付審査会・支給決定会議

更新・変更

・毎年更新申請が必要です。ケアプランが変わり支給量に変更があるときは都度ご申請をお願いします。

**注1　障害者総合支援法第7条（他の法令による給付等との調整）**

**自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付、健康保険法の**

**規定による療養の給付その他の法令に基づく給付又は事業であって政令で定めるもののう**

**ち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限**

**度において、当該政令で定める給付又は事業以外の給付であって国又は地方公共団体の負**

**担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。**

**注３ケアマネジャーとは**

**介護支援専門員という名称で、介護保険サービスを利用するときの相談や、ケアプランを作成します。**

**サービス事業者の調整も担当します。**

**注２ケアプランとは**

**介護保険サービスの利用計画のことです。　　担当のケアマネジャーが、どのようなサービスをどのくらい利用するかについて、本人や家族の希望を考慮しながら、本人に適したものを作成するものです。**

**２．利用者負担について**

**障害福祉サービスの利用者負担は、生活保護世帯及び市区町村民税非課税世帯は無料です。市区町村民税課税世帯の方については、利用したサービスの10％が利用者負担となります。ただし、区では現在利用者負担額を3％に軽減する施策を取っています。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **区分** | **世帯の収入状況** | **負担上限月額** |
| **生活保護** | **生活保護受給世帯** | **0円** |
| **低所得** | **市区町村民税非課税世帯** | **0円** |
| **一般１** | **市区町村民税課税世帯（所得割16万円未満、ただし18歳未満及び20歳未満の施設入所者は所得割28万円未満）** | **9,300円**  **（18歳未満4,600円）** |
| **一般２** | **上記以外** | **３７，２００円** |

**月ごとの利用者負担には上限があり、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。**　世帯の範囲…当該障害者及び配偶者

**※障害福祉サービスと介護保険を併せてご利用の場合、基準額を超えて支払った負担額や、一定の条件を満たせば６５才になって介護保険に移行し支払った負担額が、高額障害者サービス費として申請により後から支給される場合があります。障害者福祉課経理係にお問い合わせください。**

**３．その他**

**①定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型等、制度上不足する時間数が計算できないサービスの場合は、対象外です。これらのサービスをご検討の場合は必ず地区担当者にお知らせください。**

**②入院等により介護保険サービスの単位が余る際には、障害福祉サービスの請求より先に、介護保険でご請求ください。**

**③障害支援区分の確定後の利用となります。区分認定にはひと月程度かかりますので、お早目のご相談をお願いします。**

**④障害福祉サービスの居宅介護の身体介護では外出同行はできません。同居家族がいても必要性が認められれば家事援助の対象となります。同様に、必要性が認められれば院内介助も可能です。**

**【お問合せ先】障害者福祉課支援係　☎５２７３－４５８３　Ｆａｘ３２０９－３４４１**

**障害者福祉課経理係　☎５２７３－４５２０　Ｆａｘ３２０９－３４４１**